

建設発生土民間受入施設登録申請書類一覧表

(提出部数は2部)

番号	書類名称	様式No.	記載内容・注記	残土処分場			ストックヤード			要領2(2)のなお書き該当 残土処分場			要領2(2)のなお書き該当 ストックヤード		
				新規	変更	継続	新規	変更	継続	新規	変更	継続	新規	変更	継続
1	民間受入施設の登録申請書	1		◎			◎			◎			◎		
2	事業者等の要件審査書類			(別紙) 要件審査書類一覧表による											
3	事業費と資金計画にかかる書類	4	添付する貸借対照表について、新会社を設立して事業を行うため、まだ貸借対照表がない場合は、様式4の資金を調達した構成員の貸借対照表を添付する	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
4	確約書	5	事業者が提出	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
5	当該受入施設に係る開発協議書の写し			◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
6	県からの開発協議通知書の写し			◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
7	開発協議通知書の指導事項への対応がなされていることを証明する書類の写し			◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
8	当該受入施設が判別できる現況写真		範囲を明示	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
9	土地一覧表		開発協議を受けた場合は協議書に添付のもの受けてない場合は作成	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
10	数量計算書		受入土量、施設の数量一覧と計算表	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
11	盛土安定計算書		施設の土工基準(盛土高、法面勾配、小段幅等が「道路土工一施工指針」(昭和61年11月(社)日本道路協会と異なる場合に盛土の安定を確認するための安定計算書	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
12	水路断面計算書		雨水に関する流量計算及び水路断面決定根拠	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
13	受入・搬出伝票の様式		伝票の様式	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
14	受入・搬出土量日報・月報の様式		日報・月報の様式	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
15	受入価格根拠		受入価格及びその設定根拠(収支計算書等)	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
16	搬出(販売)価格根拠		搬出(販売)価格の設定根拠	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
17	大気汚染防止法にかかる届出書の写し		ストックヤード計画の場合のみ	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
18	関係図面(開発協議を行っている場合は、協議書に添付の図面)														
	位置図(1/50,000程度)		範囲、排水経路、道路通行経路を明示	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
	各種現況図(1/1,000~1/3000程度)		地域区分の範囲、規制又は制限の範囲、排水経路、道路通行経路	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
	各種計画平面図(現況図に計画を入れたもの)		施設(受入施設、土砂流出対策施設、排水対策施設、不法投棄対策等)、法面保護対策、リサイクル分別ヤード	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
	縦断面図・横断面図(現況及び計画を入れる)		受入施設の縦断計画、横断計画	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-	◎	○	-
	付属施設の構造図、構造計算書等		水路、沈砂池、土留擁壁等の構造図、構造計算書	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
	受入施設及び周辺の地番等が確認できる土地公図(不動産登記法第14条第1項で定める地図、または切図)		法定外財産の存在状況、事業範囲を明示	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
	跡地計画平面図		事業完了時の計画	◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
19	受入施設がある地区住民の代表者等の同意書			◎	○	-	◎	○	-	-	-	-	-	-	-
20	国ストックヤード登録申請書類の写し						◎	○	○				◎	○	○
	国ストックヤード登録通知の写し		(国登録ストックヤードの場合)				◎	○	○				◎	○	○
	ストックヤード登録票の写し						◎	○	○				◎	○	○
21	区分管理の計画						◎	○	○				◎	○	○
	搬入元への通知体制		(国登録ストックヤードでない場合)				◎	○	○				◎	○	○

番号17について

→ストックヤードは大気汚染防止法の「一般粉じん発生施設」(大気汚染防止法施行令第2条第2項 土石の堆積場)にあたるため、届出が必要

<参考>

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/toodokede/>

◎:必須

○:該当する場合必須

・変更・継続時は、書類の記載内容に変更があった場合

・番号3の変更時については、事業拡張等による変更で新たな資金調達が必要な場合

・番号20と21については、どちらか一方が必須

-:不要

(別紙)建設発生土民間受入施設登録申請に係る事業者等の要件審査書類一覧表 (要領2(4)関連)

提出部数は2部			個人			法人			協同組合、協会、共同企業体※			要領2(2)のなお書き該当		
番号	書類名称	様式No	新規	変更	継続	新規	変更	継続	新規	変更	継続	新規	変更	継続
1	事業者要件に関する項目	2	◎			◎			◎					
2	工事施行者要件に関する項目	2-2 (工事施行者が事業者と異なる場合)	○			○			○					
3	管理者要件に関する項目	2-3 (管理者が事業者と異なる場合)	○			○			○					
4	鳥根県における廃棄物処理業及び建設業許可証	許可証の写しを添付する(有効期間外のものは無効) 施設を開設するまでの造成工事が必要な場合、工事施行者の建設業許可証は必須	○			○			○					
5	誓約書(事業者)	3	◎	-	-	◎	-	-	◎	-	-			
6	誓約書(管理者)	3 (管理者が事業者と異なる場合)	○	-	-	○	-	-	○	-	-			
7	事業者が直接工事施工及び管理しない場合の経営構成図	事業者と工事施工者、管理者の関係(請負契約等)を明らかにし、責任分担の範囲を明示する	○	○	-	○	○	-	○	○	-			
8	事業者が直接工事施工及び管理しない場合の請負・委託契約書の写し	契約書の写し	○	○	-	○	○	-	○	○	-	◎		○注4
9	地方公共団体が制定した条例、規則等の写し	施設の設置、管理、運営に係るもの	-			-			-			◎		○注4
10	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類	●直前3カ年の事業年度分の ・決算報告書(貸借対照表、損益計算書) ・確定申告書の写し(別表一(一)、別表二、別表四、(別表一(一))に税務署受理印のあるもの) ・納税証明書(法人税・国税のみ)	-			◎注1, 2			○注1, 2					
11	資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付税額を証する書類	・固定資産(課税・納税)証明書 ・預金残高証明書 ●直前3カ年の事業年度分の ・納税証明書(法人税・国税のみ) ・確定申告書の写し	◎注1, 2			-			○注1, 2					
12	定款又は寄付行為及び登記事項証明書	・定款又は寄付行為 ・登記事項証明書	-			○注1, 2			○注1, 2					
13	住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。以下同じ)	・住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書(法務局へ申請すること、以下同じ)	○注2, 3			-			○注2, 3					
14	営業に関し、成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	・法定代理人の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	○注2, 3			○注2, 3			○注2, 3					
15	法人でその役員(相談役、顧問を含む)の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	・役員の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	-			○注2, 3			○注2, 3					
16	発行済み株式総数の百分の五以上の株式を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資をしているものがあるときは、これらの者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書(これらの者が法人である場合には、登記事項証明書)	・出資者の一覧表 ・確定申告書表2の写し(最新のもの) (個人)住民票の写し(本籍入りのもの)、登記されていないことの証明書 (法人)登記事項証明書	-			○注2, 3			○注2, 3					
17	事業者が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」6条の10に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書	・使用人の住民票の写し(本籍入りのもの) ・登記されていないことの証明書	○注2, 3			○注2, 3			○注2, 3					
18	県税、消費税及び地方消費税の滞納がない旨を証する書類	・滞納がない旨の証明書	◎			◎			◎					

◎: 必須
○: 該当する場合必須
-: 不要

※ 協同組合、協会及び、共同企業体事業者が、事業者及び管理者の場合は、構成するすべての個人、法人に関して、該当する書類を提出すること。

※ 事業者が、要領2(4)4の基準に該当する許可事業者(建設業、産業廃棄物処理業)であるときは10~18(着色)の書類を省略できる(番号4を提出)。

注1) 直前の事業年度に係る有価証券報告書(証券取引法(昭和23年法律第25号)第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。)の提出に代えることができる。

注2) 「不動産登記簿謄本」、「納税証明書」、「登記事項証明書」、「住民票の写し(外国人である場合の登録原票記載事項証明書(外国人登録証明書)含む)」、「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」は、申請の前3ヶ月以内に発行されたものとし、複写による提出でよい。

注3) 有効な先行許可証(※)の提出により「成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」を省略することができる。

(※)(特別管理)産業廃棄物収集運搬(処分)業許可証、産業廃棄物処理施設の許可証を指す
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の2第6項または同規則第10条の4第5項の適用関係)

注4) 変更、継続のタイミングではなく、契約の更新・変更時、条例等に変更があった時に、その都度提出する。